

(交番所長等)
第十六条の二 交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、日勤制の地域警察幹部の所長を置くものとする。

2 交替制勤務ごとの交番の活動を一体として効率的に行わせるため、交番に、交替制勤務ごとに班長を置くものとする。

3 班長は、相互に緊密な連携を保つことにより、次条に規定する活動を一体として効率的に行うよう努めなければならない。

(所管区活動)

第十七条 交番又は駐在所の地域警察官は、所管区(第二十一条の二第一項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条、第十九条及び第二十条第二項において同じ。)において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第二条の任務を遂行するものとする。

(立番、見張及び在所)

第十八条 交番勤務の立番においては、原則として、交番の施設外の適当な場所に位置して、立つて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

2 交番勤務の見張においては、交番の施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 交番勤務及び駐在所勤務の在所においては、交番又は駐在所の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

4 前三項の立番、見張又は在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警ら)

第十九条 交番勤務及び駐在所勤務の警らにおいては、所管区を巡回することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民

に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

2 前項の警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、所管区の内積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行うことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の警らについて準用する。

(巡回連絡)

第二十条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域(以下「受持区」という。)を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たるとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 前項の巡回連絡は、所管区又は受持区の状態その他の事情により必要と認められるときは、前条第一項の警らに当たつて行うことができる。

(団地等における特例)

第二十一条 警察署長は、団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により交番又は駐在所の活動を補うものとする。

2 第十八条第三項及び第四項の規定は移動交番車勤務の在所について、第十九条第一項及び第三項の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第十九条第一項中「所管区」とあるのは「団地その他人口増加の著しい地域等」と読み替えるものとする。

(統合運用)

第二十一条の二 警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する二以上の交番又は駐在所について、それぞれ所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して特に必要があると認める場合は、当該二以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域(以下この条において「ブロック」という。)において、当該二以上の交番又は駐在所の地域警察官を統合的に運用することができる。

2 警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる一の交番又は駐在所の地

域警察官の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者(次項において「統括責任者」という。)を指定するものとする。

3 前項の規定により統括責任者の置かれた交番以外の当該ブロックにおける交番には、第十六条の二第一項の規定にかかわらず、日勤制の所長を置かないことができる。

(資料の整理保管)

第二十二條 交番又は駐在所の活動に必要な資料は、常に活用できるように整理保管しておかなければならない。

第三章

自動車警ら班及び自動車警ら隊(設置等)

第二十三条 自動車警ら班は、警察署に置くものとする。

2 自動車警ら隊は、警察本部に置き、必要により分駐隊を設けらるものとする。

3 自動車警ら班及び自動車警ら隊は、交替制の地域警察官により運用するものとする。

(自動車警ら班等の活動)

第二十四条 自動車警ら班の地域警察官は、警察署の管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生状況等の治安情勢、交番又は駐在所の活動状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行うことにより、第二条の任務を遂行するものとする。

2 自動車警ら隊の地域警察官は、二以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生状況等の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、前項に規定する活動を行うことにより、第二条の任務を遂行するものとする。

(機動警ら)

第二十五条 自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の機動警らにおいては、前条第一項又は第二項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡回することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 前項の機動警らは、原則として、二名一組を単位として行うものとする。

3 第一項の機動警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(待機)
第二十六条 自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の待機においては、指定された場所において、事件又は事故が発生した場合に直ちに出動することができるよう態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

第四章 警備派出所、検問所及び直轄警ら隊
第二十七条 警備派出所は、繁華街、空港その他特殊な警察対象のある地域において特に必要がある場合に、所管区ごとに置かれる交番又は駐在所と別に設けらるものとする。

2 警備派出所の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、特定の地域において必要な警戒警備等の活動を行うものとする。

3 警備派出所勤務の警戒警備においては、特定の施設等について、当該施設等の状況に応じて、周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

4 第十八条第一項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第二項の規定は警備派出所勤務の見張について、同条第三項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第四項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張及び在所について、第十九条の規定は警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、第十九条第一項及び第二項中「所管区」とあるのは「第二十七条第二項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(検問所)

第二十八条 検問所は、幹線道路における都道府県境その他の要所に設けるものとする。

2 検問所の地域警察官は、検問所において犯罪の予防検挙等の活動を行うものとする。

3 検問所勤務の検問においては、通行中の自動車その他の車両を停止させ、運転者、同乗者等に対して質問を行うことにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り等に当たるものとする。

4 第十八条第一項の規定は検問所勤務の立番について、同条第二項の規定は検問所勤務の見張について、同条第四項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張について、第二十六条の規定は検問所勤務の待機について準用する。

(直轄警ら隊)

第二十九条 直轄警ら隊は、原則として警察事象の多い地域を管轄する警察署に置くものとする。

2 直轄警ら隊の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、特定の地域において必要な集団による警ら等の活動を行うものとする。

3 第十九条第一項及び第二十五条第三項の規定は直轄警ら隊勤務の警らについて、第二十六条の規定は直轄警ら隊勤務の待機について準用する。この場合において、第十九条第一項中「所管区」とあるのは「第二十九条第二項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

第五章 交番相談員

(交番相談員)

第三十条 都道府県警察は、交番につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番において、地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警察本部長が非常勤の職員として任命したものに、地域警察活動のうち住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で警察庁長官(以下「長官」という。)が定めるもの(次条において「交番相談活動」という。)を行わせることができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 健康で活動力があること。

(活動上の注意等)

第三十一条 前条の規定により交番相談活動を行う者(以下「交番相談員」という。)は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。

3 交番相談員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(標章)

第三十二条 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、長官の定める標章を用いるものとする。

(指揮監督等)

第三十三条 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、交番の所管区を管轄する警察署長の指揮監督及び指導教養を受けるとともに、交番の地域警察官と緊密な連携を保つものとする。

第六章 雑則

(長官への委任)

第三十四条 この規則の実施のために必要な事項は、長官が定める。

附 則

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 外勤警察官勤務要則(昭和三十年国家公安委員会規則第六号)は、廃止する。

附 則 (昭和六十二年二月五日国家公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年五月一日国家公安委員会規則第八号)

この規則は、平成元年八月一日から施行する。

附 則 (平成四年二月一五日国家公安委員会規則第二〇号)

この規則は、平成五年一月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二四日国家公安委員会規則第一四号)

この規則は、平成六年七月一日から施行する。